

令和 7 年 9 月 29 日	
所 属	選挙管理委員会事務局
所属長	野村 泉
電 話	06-6489-6774

令和 7 年 6 月 15 日執行尼崎市議会議員選挙の異議申出に対する決定について①

異議申出人田中淳司（以下「申出人」という。）が令和 7 年 6 月 23 日付けで提起した令和 7 年 6 月 15 日執行の尼崎市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）に係る異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、次のとおり決定し、告示する。

1 告示日

令和 7 年 9 月 29 日

2 異議申出人

田中 淳司

3 主文

本件異議申出を棄却する。

4 異議申出の趣旨

本件選挙における当選人福井完樹（以下「福井氏」という。）の当選は無効とすることの決定を求める。

5 申出人の主張

申出人は、①T氏が公職選挙法第 142 条の 6 の規定に違反して、インターネット等を利用する方法による有料広告で福井氏の支援投稿を実施したことがあったが、福井氏がT氏と共犯関係にある可能性があること、②福井氏は、日常は岸和田市にある自宅で宿泊し、尼崎市にある住居には 1 日 1 回短時間立ち寄る程度であり、尼崎市での居住実態がなく、選挙期日において被選挙権を有していない旨主張している。

6 決定の理由

法第 206 条第 1 項の規定による当選の効力に関する異議の申出は、本件選挙に係る当選人についての告示の日である令和 7 年 6 月 17 日から 14 日以内の日である同月 24 日に本件選挙に係る当選の無効を求めてなされたものであり、適法に行われたものであるので、これを受理し、慎重に審理した。

その結果、①申出人の主張のうち法第 142 条の 6 の規定の違反行為に係る主張については、仮に福井氏がT氏の当該違反行為に関与した疑いがあったとしても、福井氏の当選の効力には影響を及ぼすものではないことから、申出人の主張には理由がない。

また、②本市での居住実態に係る主張については、尼崎市選挙管理委員会が認定した事実からは、福井氏について本件選挙の選挙期日の 3 か月前の同年 3 月 15 日以降当該選挙期日までの間において引き続き本市に居住実態があったことを否定することはできず、福井氏に本件選挙の被選挙権がなかったとはいえないことから、本件選挙における当選の効力に関する申出人の主張には理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

7 その他

この決定に不服があるときは、この決定書を受け取った日又は公職選挙法第 215 条の規定による告示の日のいずれか遅い日から 21 日以内に、文書により兵庫県選挙管理委員会にこの決定に対する審査を申し立てることができる。

以 上